

平成30年 7月27日 開 会

平成30年第4回

農 業 委 員 会 会 議 録

つるぎ町農業委員会

つるぎ町農業委員会会議録（平成30年 第4回）			
収 集 場 所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 町役場分庁舎 2階会議室		
開 会 時 間	平成30年 7月27日（金）	午後 1時30分	
閉 会 時 間	平成30年 7月27日（金）	午後 2時10分	

出 席 及 び 欠 席 委 員							
職 名	氏 名	出	欠	職 名	氏 名	出	欠
会 長 (2 番)	坂本 誠治	○		委 員 (7 番)	丸本 昭		○
職 務 代 理 (8 番)	堀部 勝博		○	委 員 (9 番)	藤村 晃	○	
委 員 (1 番)	三反田 哲雄	○		委 員 (10 番)	小栗 利文	○	
委 員 (3 番)	岡本 伸清	○		委 員 (11 番)	桑平 稔	○	
委 員 (4 番)	浅川 虎夫		○	委 員 (12 番)	松岡 和夫		○
委 員 (5 番)	塩田 勇	○		委 員 (13 番)	小倉 正		○
委 員 (6 番)	柴田 純二	○		委 員 (14 番)	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	6 番 柴田 純二	1 4 番 西岡 勝幸
---------	-----------	-------------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 宮本 雅章 つるぎ町農林課 榎地 誠
説明のため会議に出席した者職氏名	徳島県農業共済組合 安宅 様 原田 様

付 議 事 件	別紙のとおり
---------	--------

付 議 案 件

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日 程 第 3 その他

会 議 の 経 過

事務局長 本日は大変お暑い中、ご苦労様です。

定刻がまいりましたので、ただいまから委員会を始めさせていただきます。

なお、本日の会議は、4名の委員さんが欠席であります、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、会長より挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

議 長 皆様、改めましてこんにちは。

一言、ご挨拶を申し上げます。

記録的な暑い毎日が続いていますが、委員の皆様におかれましては、暑さに負けることなく、お元気でお仕事にお励みのことと思います。

さて、6月28日から7月8日頃にかけて西日本を中心に北海道、中部地方など全国的に広範囲で台風7号および梅雨前線等の影響による記録的な大雨となりました。

この豪雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、200人以上が犠牲となり、今もなお、十数名の方が行方不明となり、数千名の方が避難生活を余儀なくされております。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げますとところでございます。

幸い本町におきましては、大きな災害等の報告もなく、一安心しているところでございます。

さて、会議のご案内を差し上げましたところ、委員の皆様には公私共に大変お忙しい中、ご出席賜りまして、本会議が開催できますこと厚くお礼申し上げます。

なお本日は、協議案件の後、収入保険について、徳島県農業共済組合西部支所の安宅所長様より、お話をして頂けることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第3」まででございます。

慎重審議を賜りまして、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

なお、座っての進行と、させていただきます。

議 長 それでは、「日程第1会議録署名委員の指名について」お諮りを致します。会議規則第18条によりまして、私より指名してよろしいでしょうか。お諮りをいたします。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議がないようなのでご指名させていただきます。

「6番委員」さん、「14番委員」さん、ご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

(5条申請)

議 長 続きまして、「日程第2議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」お諮りを致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書1ページと会議資料の1~9ページを順次お開き下さい。

「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。

今回の申請は、1件でございます。

No.1として、譲渡人が「●●●●●」さん、譲受人が「●●●●●」さんで、申請地は、「貞光字太田西 82-3 地目は畑・面積 193 m²」の土地でございます。

駐車場としての使用に伴う、売買による所有権移転でございます。

また、この土地については、農用地区域外の農地で、住宅地に隣接した土地であり、小集団の生産力の低い第3種農地で、許可要件は満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。この申請について、担当委員の10番委員さんの意見をお願いいたします。

10番委員 この申請について、7月17日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地は、会議資料の8ページの位置図にありますように、貞光字太田にあるつるぎ町公営住宅太田団地の南隣に申請者である万福寺があり、そこから道路を挟んだ東側の土地でございます。駐車場への転用でございます。

2ページの事業計画書にありますように、既存の駐車場がございますが、手狭となり申請地を買い受けて、利用したいと言う事です。

9ページの始末書にありますように、20年ほど前、前所有者である「●●●●●」さんより、申請地について耕作しなくなったので、駐車スペースとして必要あれば利用してよい旨の申出をうけましたが、この様な状態はよくないと思い買受けしようとして準備をしていたところ申請地が農地であること知りました。農地法の許可なく無断転用したことを深く反省しております。今後は法を遵守する旨、附記されております。なお、付近の土地、作物等に被害が生じた場合は、責任をもって適切に善処する旨、附記されておりますので、問題はないかと考えます。

ご承認の程、よろしくお願い致します。

議長 只今の「5条申請」について、ご異議、ご意見ございませんか、お諮りを致します。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようですので、「日程第2議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決定致します。

利用権

議長 続きまして「日程第2議案第2号 農用地利用集積計画による利用権設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書の2~3ページと会議資料の10~28ページを順次お開き下さい。「農用地利用集積計画による利用権設定について」でございます。今回は、再設定3件、新規4件でございます。

1件目、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字宮下 87-1 番地の田、544 m²を、賃借権1年の再設定です。作目は野菜です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光白村 405 番地の畑、1,700 m²を、賃借権5年の再設定です。牛の放牧としての利用です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字田井 145-1 番地の田、450 m²、同じく田井 292-1 番地の田、273 m²、同じく田井 291-1 番地の田、583 m²を、使用貸借権5年の再設定です。作目は水稻です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字宮下 109-1 番地の田、760 m²、同じく字宮下 109-2 番地の田、545 m²、貞光字馬出 116 番地の田、678 m²を使用貸借権1年の新規設定です。作目は水稻です。

場所は、資料の24ページ、25ページをご覧下さい。コーナンの前の都市街路をつ

るぎ高校方面に150m程進みさらに北へ50m程進んだ所と、つるぎ高校の西側です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字松生243-1番地の田、781㎡を、賃借権3の新規設定です。作目については野菜です。

場所は、資料の26ページをご覧ください。半田松生の国道192にあります、青石橋の高架下の西側です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、貞光字太田西5-1番地の田、723㎡を、賃借権3年の新規設定です。作目は野菜です。

場所は、資料の27ページをご覧ください。太田にあります、有限会社igu保険プランナーの西側です。

次に、「●●●●●」さんから「●●●●●」さんに、半田字上喜来368-1番地の畑、656㎡、同じく上喜来372-2番地の畑、1,230㎡を、使用貸借権5年の新規設定です。作目はぜんまいです。

場所は、資料の28ページをご覧ください。半田上喜来に旧弘保さん宅の近辺です。

以上、再設定3件、新規4件、合計8,923㎡でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局より説明が終わりました。

只今の「農用地利用集積計画による利用権設定について」ご質疑・ご意見はございませんか、お諮り致します。

各 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、日程第2・議案第2号「農用地利用集積計画による利用権設定について」は、承認することに決定致します。

(その他)

次に、「日程第3その他」について、議題といたします。

初めに「農地パトロール（利用状況調査）の実施について」事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、「農地パトロール（利用状況調査）の実施について」でございます。農地パトロールは農業委員会の役割として農地の利用状況についての調査が義務づけられており、毎年実施しております。資料の2枚目に実施要領を添付しております。

目的としましては、(趣旨)第1条にありますように、「農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止、解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む」ため、実施するものでございます。

本年の実施予定を最後のページに載せていますが、昨年と同様の計画の案でございますが、実施時期については、遊休農地の利用意向調査等の関係で、全国的な農地パトロール月間が8月頃となったため、8月27日(月)から8月31日(金)の五日間を予定したいと考えております。(案の資料説明)

2週間前位に再度案内通知します。日程等について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 只今事務局より農地パトロールの日程等について提案いたしました。委員の皆様のご質疑、ご意見ございませんか。

各 委 員 異議なし

議 長 ご異議がないようですので、この件については、当委員会としては、このように実施することと致します。

続いて事務局より、報告及び事務連絡があります。

事務局長 続いて、事務連絡を3件ほどお願いいたします。

2. 源泉徴収票に係るマイナンバーについて
3. 農業委員研修について
4. 農業委員の活動実績について

以上別紙資料にて説明する。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、只今事務局から説明のありました件について、ご意見等ございませんか。

各委員 意見なし。

議 長 ご意見等ないようでございますので、それでは、ここで、「収入保険について」の、説明に移りたいと思います。

準備がありますので、少しお待ち下さい。

議 長 それでは、収入保険の説明に県農業共済組合西部支所長の安宅さんに来て頂いております。

本日は大変お忙しいところ、ありがとうございます。それでは、早速ですが説明をよろしくお願いいたします。

(県農業共済組合より、収入保険について説明)

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、ご質問等はございませんか。

事務局長 青色申告されている方だけでしょうか。青色申告をよく解らないのですが、簡単な方法などはあるのでしょうか。

安宅さん 青色申告でも簡易的な方法、簡易的な会計などがあると思いますので、そちらも含めてご加入いただけます。

議 長 他にご質問等はございませんか。

議 長 質問がなければ収入保険について説明を終わらせていただきます。

安宅所長さんありがとうございます。

今後ともご指導の程、よろしくお願い致します

議 長 これで本日の議題はすべて終了致しました。長時間、慎重審議いただきまして有難うございました。

以上をもちまして本会を閉じることに致します。

終 了 午後2時10分

平成30年7月27日

つるぎ町農業委員会 会長 坂 本 誠 治

上記会議録は、真正であることを認め署名する。

議事録署名者 6 番委員

議事録署名者 14 番委員